

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」改正概要

改正の趣旨

- 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第69条第1項において、事業者は、労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置(以下「健康保持増進措置」という。)等を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならないこととしている。また、法第70条の2第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、健康保持増進措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針として、事業場における労働者の健康保持増進のための指針(昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号。以下「指針」という。)を公表している。
- 指針において、健康保持増進対策の推進体制を確立するための事業場外資源として、医療保険者を位置づけるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第27条第3項の規定に基づく定期健康診断に関する記録の写しの提供やコラボヘルスの取組等、事業者と医療保険者とが連携した健康保持増進対策が推進されるよう、取組を求めているところである。
- 今般、健康保険法(大正11年法律第70号)等の一部が改正され、令和4年1月1日より、医療保険者が保健事業を実施する上で必要と認めるときは、事業者に対して40歳未満の労働者の健康診断に関する記録の写しの提供を求めることができることとなったことを踏まえ、医療保険者と連携した健康保持増進対策がより推進されるよう、指針について所要の改正を行ったもの。

改正の内容

- 医療保険者から定期健康診断に関する記録の写しの提供の求めがあった場合に、事業者が当該記録の写しを医療保険者に提供することは、健康保険法第150条第3項等の規定に基づく義務であるため、第三者提供に係る本人の同意が不要である旨を追加したこと。

適用日

- 令和4年1月1日